



平成25年8月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 猿田史典 編集担当責任者 番井 菊世
〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話<http://www.sihosyosi.or.jp/>

011-281-3505 FAX 011-261-0115

成年後見制度と選挙権を考える

先月の参議院選挙、みなさまは投票に行かれましたか？投票したくもできなかった人達が投票できるようになりました。



先月の参議院選挙の前に、成年被後見人(成年後見人がついている)の方が投票できるようになった、という報道を見たけれど、今まではできなかったの？

そうだよ。認知症・知的障がいや精神障がい等のある人に成年後見人(保佐人・補助人は除く)がつくと、法律(公職選挙法)によって選挙権が無くなり、今まで投票できていた人も、一律にできなくなっていたんだ。

今までできていた人が投票できなくなるなんてひどいね。でも、なぜ参議院選挙の前から投票できるようになったの？

投票ができなくなった人たちが、「成年後見人がついたことを理由に、選挙権を取り上げる法律は憲法違反だ。」という裁判を東京や札幌で起こしたんだ。そして、今年に入ってから、東京地方裁判所が「その法律は憲法違反だ。」と認めたことを受けて、急いで国会で法律が改正されて、投票できるようになったんだよ。

成年後見制度は、病気や障がいのために、自分で財産管理ができない人を支援するための制度でしょう？選挙権とは何の関係も無いんじゃないの？

直接的にはなんの関係もないんだ。なのに、いわゆる『成年後見制度の転用』といって、成年後見人がつくと、自動的に選挙権が無くなるという法律構成が採られていたんだ。

財産管理ができない人を支援したり、守ったりしたいから成年後見制度を利用したのに、反対にその人の権利を奪ってしまったのね。

東京で裁判を起こした女性のお父さん(娘さんの成年後見人になっていた)は「娘の権利を奪うことに自分が荷担してしまった」という自責の念から、裁判を考えたそうだよ。

※『実践成年後見』No.46のインタビューより

認知症の症状や知的障がい等があっても、投票している人はいっぱいいるわよね。

札幌で裁判を起こした男性も、裁判の中で「政治が好きで、新聞や図書館で勉強して毎回投票していたので、投票できないと言われたときは悔しかった。」と証言しているよ。

その人すごいね。私は新聞の政治欄あんまりまじめに読まないなあ。

成年後見制度は、家庭裁判所が「財産管理能力」について調査して、「財産管理ができない人」に成年後見人を付けるシステムになっているから、「選挙できる能力」とは全く関係ないんだよ。東京地方裁判所の判決でも「財産管理能力と選挙権を行使する能力は異なる」って言っている。

成年後見制度が始まって13年も経って、やっと解決されたのね。

選挙権の問題は解決されたけど、『成年後見制度の転用』の問題は他にもあるんだよ。

例えば、成年後見人・保佐人がついた人は公務員になれないことになっているし、既に公務員になっている人も、交通事故で高次脳機能障害を負った等の理由から成年後見制度を利用すると、公務員の資格を失うことになってしまう。

他にも、会社の役員になれない等、何十種類もの制限があるんだ。

成年後見制度の理念の一つは現有能力の活用なのに、本来できることまで、制度の利用によって一律にできなくしてしまうのはおかしいわね。

人間らしい生活って、なんだろう？



生活保護は、憲法 25 条に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度ですが、その最低限度の生活水準の尺度である生活保護基準が、8月から引き下げられました。

① 今回の「引き下げ」の概要は？

下げ幅は過去最大と言われ、最大1割（平均6.5%）を、3年間で段階的に引き下げます。約96%の世帯が、引き下げの対象となり、子育て世代ほど、下げ幅が大きくなります。

② 「引き下げ」の理由は？

一般低所得世帯との比較や、物価下落を理由としていますが、その内容には疑問が残ります。生活保護基準を下回る生活水準にありながらも生活保護を利用せずにいる低所得世帯まで比較の対象に含めていたり、物価についても、石油高騰の年との比較であったり、保護利用者があまり買わない電化製品まで算定の基礎としているからです。これでは実態と離れているという意見もあり、果たして今回の生活保護基準が「健康で文化的な最低限度の生活」の基準としてふさわしいかどうか不明です。

③ 「引き下げ」の影響は？

生活保護利用者だけでなく、多くの低所得者の生活にも影響が及ぶ可能性があります。「引き下げ」により最低賃金より生活保護基準のほうが高い「逆転現象」が解消される見込みとなりますが、それに伴い賃上げ論が消極化することが懸念されます。

④ 金額以外にも、変わる部分は？

生活保護法改正案が成立した場合、保護申請の際に原則として申請書の提出を要する「申請の厳格化」や、扶養照会の強化、家計管理の報告義務など、厳しい変更が行われる見込みです。



今回の「引き下げ」は 1000 万人以上の市民生活に影響が及ぶとも言われます。法改正の実現と相まって、貧困の世代間連鎖が強まったり、保護利用者や利用を考えている人が孤立したり、自死や餓死などの痛ましい事件が増えたりしないかが心配です。

反貧困全国キャラバン2013 のごあんない

今年も、反貧困全国キャラバンがやってきます！

反貧困全国キャラバンとは…

全国の、貧困問題に関わっている民間支援団体や、弁護士、司法書士などの呼びかけで、やさしい社会を作るため、2台のキャラバンカーが全国をつなぐ活動です。

「生きづらさ」を抱えている人、支援で悩んでいる人、みんなてつながりませんか？

●平成 25 年 8 月 24 日(土) 「子どもの貧困」ワークショップ

時間 13:30～17:00

場所 北海道クリスチャンセンター

内容 松本伊智朗 北海道大学教授
による講演 + ワークショップ

●平成 25 年 8 月 26 日(月) 「貧困問題ミニ講座 in チ・カ・ホ」

時間 12:00～18:30

場所 札幌駅前通地下歩行空間北大
通交差点広場(大通ビッセ入口横)

内容 生活保護、奨学金、ブラック
企業…などのテーマでミニ講義。
一部だけの参加も大歓迎！

札幌司法書士会は、反貧困全国キャラバンを後援しています。

お知らせ



司法書士会からの

『生活保護 無料電話相談会』を開催します！

平成 25 年 9 月 8 日 (日) 10 時～16 時

相談電話番号 0120-052-088

※ 生活保護のこと、借金のこと…どんな小さなことでも、お気軽にご相談下さい！

編集後記

今回の きりばたけ通信 では、成年後見制度と「選挙権」について考えてみました。

私は、野宿者支援活動を（少しだけ）しています。野宿者の皆さんは、住民票がなかったり、住民票とは違うところに住んでいたりと、事実上選挙に行くことができません。以前、札幌司法書士会主催の「炊き出し・法律相談会」の場でアンケートを行ったところ、「行けるなら行きたい」という声が多く寄せられました。みんなに選挙権が保障される社会になってほしいと思います。（あ）